

湯河原町職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町規則第9号

湯河原町職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
湯河原町職員の管理職手当に関する規則(昭和49年湯河原町規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表7級の項中「消防長」を「議会事務局長 消防長」に改め、同表6級の項中「議会事務局長」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。